



浜松市街路樹再整備方針

令和4年4月

浜松市土木部





目次

第1章 はじめに.....	1
1 背景・目的.....	1
2 方針の位置付け	1
第2章 浜松市の街路樹の現状と課題	2
1 街路樹を取り巻く現状.....	2
2 街路樹の抱える課題	5
第3章 街路樹再整備方針	8
1 基本方針の考え方.....	8
2 施策の設定.....	8
3 街路樹再整備方針の整理	9
4 取組事例の紹介	9
用語の定義	16
参考文献.....	17

第1章 はじめに

1 背景・目的

現在、浜松市では約200万本の道路に植栽されている街路樹を管理しており、潤いと安らぎを与えるものとして市民に親しまれております。また、「さざんか通り」など道路の愛称に街路樹名が使われていることや「旧東海道」、「姫街道」には、市の文化財にも指定されている松並木が現存するなど「道」との関わりは深いものがあります。しかしながら、老朽木の増加や道路内の根上がりの発生による通行空間の阻害、街路樹の繁茂による道路交通の視認性の低下、倒木による交通障害の発生等、多くの問題を抱えております。

現在植樹されている全ての街路樹を最適な状態に保つことは、業務も含めた管理人員の確保や経費面等で非常に困難です。

このようなことから、街路樹による交通障害、視認性の低下等を防止するとともに、景観に配慮しつつ、市民の安全・安心を確保していくため、街路樹マスタープランに基づいた異なる樹種への更新や廃止等の街路樹再整備のための方針を策定するものです。

2 方針の位置付け

本方針の位置付けは図1に示すとおりです。

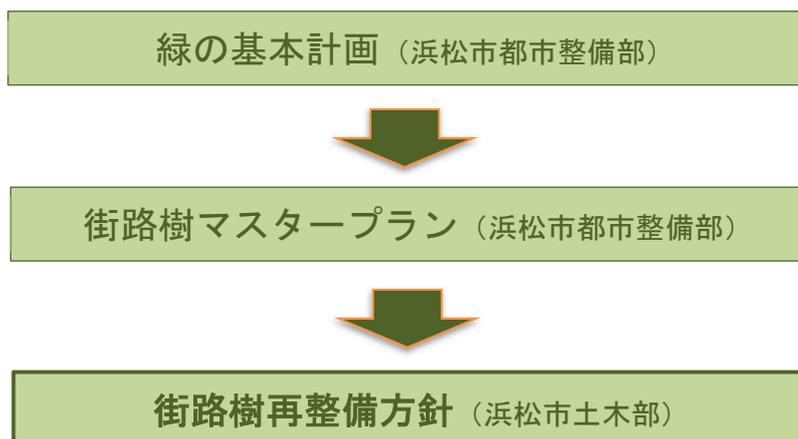


図1 街路樹再整備方針の位置付け

第2章 浜松市の街路樹の現状と課題

1 街路樹を取り巻く現状

(1) 街路樹の特徴

浜松市が管理する道路には、高木約 39,000 本（106 種）、中木約 25,000 本（99 種）、低木約 1,923,000 本（62 種）が植栽されています。

表 1 浜松市の街路樹の本数

令和 3 年 4 月 1 日現在

	高 木	中 木	低 木
国・県道	8,143	1,834	503,718
市道	30,480	23,569	1,41,234
計	38,623	25,403	1,922,952

高木、中低木の植栽本数は、ともに全国 80 都市を対象にした調査の中で 10 番目に多く、全国的にみても多くの街路樹を管理しています。

表 2 都市別の街路樹本数（市町村道）¹

順位	都市名 (全80市)	高木		順位	都市名 (全80市)	中低木	
		本数 (本)	人口千人 あたり本数 (本/千人)			本数 (本)	人口千人 あたり本数 (本/千人)
1	神戸市	214,694	139	1	神戸市	3,963,659	2,563
2	札幌市	183,441	94	2	横浜市	3,434,198	919
3	横浜市	116,706	31	3	仙台市	2,545,000	2,404
4	大阪市	110,767	41	4	名古屋市	1,748,536	767
5	名古屋市	72,017	32	5	北九州市	1,592,583	1,648
6	仙台市	50,072	47	6	大阪市	1,476,505	549
7	北九州市	48,845	51	7	広島市	1,391,338	1,165
8	千葉市	44,417	46	8	千葉市	1,386,847	1,436
9	川崎市	40,634	28	9	郡山市	1,341,428	4,104
10	浜松市	35,020	43	10	浜松市	1,307,850	1,619
11	広島市	31,680	27	11	福岡市	1,242,114	820
12	新潟市	30,758	38	12	川崎市	957,164	649
13	旭川市	29,670	87	13	八王子市	795,991	1,413
14	金沢市	27,607	61	14	相模原市	745,281	1,039
15	八王子市	27,079	48	15	鹿児島市	673,601	1,110

¹ [出典：国土技術政策総合研究所資料 わが国の街路樹Ⅷ（国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 30 年 11 月）]

※平成 28 年度末道路緑化樹木現況調査の数値（H28 年度末時点の浜松市街路樹本数）



また、膨大な植栽本数に加えて、多様な樹種が植栽されています。街路樹を健全に生育していくためには、樹種ごとに、適切な時期における剪定や病虫害対策等を行う必要があることから、きめこまやかな管理をすることが必要です。

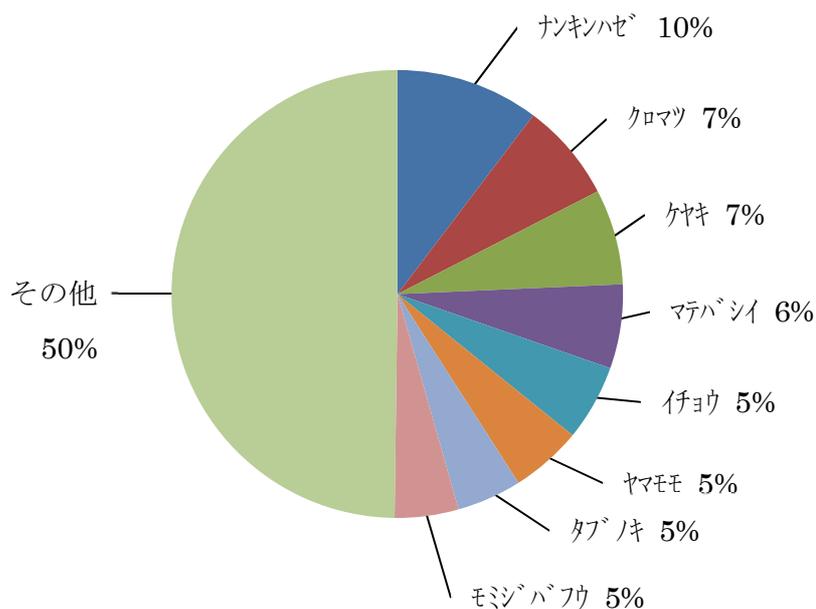


図2 高木の構成比 (全 106 種) (令和 3 年 4 月 1 日時点)

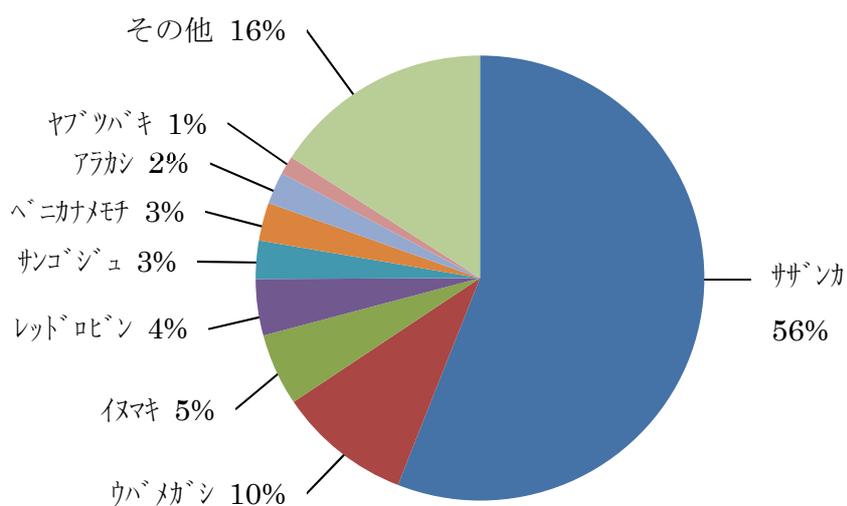


図3 中木の構成比 (全 99 種) (令和 3 年 4 月 1 日時点)

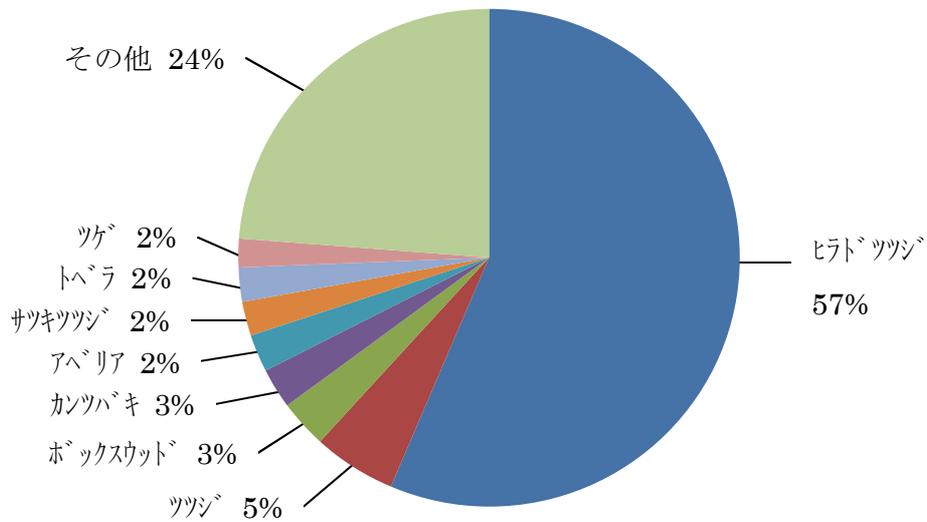


図4 低木の構成比（全 62 種）（令和 3 年 4 月 1 日時点）

(2) 街路樹の管理状況

道路インフラの老朽化と共に街路樹の老朽化も加速度的に進行し、近年の全国的な温暖化等により街路樹の成長度合いが早く、大木化も進行しているため、現在の管理方法では、将来にわたりすべての街路樹を適切に維持していくことが困難な状況になっている。これまで以上に効率的・効果的な管理の必要性が高まっています。



2 街路樹の抱える課題

(1)街路樹の老朽化・大木化

植樹から長い年月をかけて成長した街路樹は、老朽化していき、既存の植栽帯や道路空間に適合さないものへと変化しました。また、温暖化等の気候変化の影響によって大木化しており、倒木のリスクや劣化の進行や通行者、沿道住民にとって安心・安全な通行の確保に課題があります。

(2)歩行空間の安全性・快適性の低下

生長が早く大木化しやすい樹種や占用物件との競合を避けるために強剪定を行った樹木は樹勢が弱まり、倒木や落枝により通行障害を引き起こす可能性があります。

歩道幅員が狭い箇所に植栽されている街路樹について、大木化による根上がりの影響により、歩行者、自転車等の転倒が発生しています。また、歩道の有効幅員が2mに満たない箇所では、すれ違いが困難となっている箇所も見受けられます。



写真1 倒木した街路樹の事例



写真2 強剪定された街路樹の事例



写真3 根上がりが発生している街路樹の事例



写真4 歩道有効幅員2m未満の箇所への植栽の事例



(3) 信号機、標識、歩行者等の視認性の低下及び走行空間の安全性の低下

街路樹の繁茂や交差点付近への街路樹の植栽、中央分離帯や歩道の植栽帯内の雑草の繁茂により、信号機や標識、歩行者等の視認性の低下やその部分を車両が避けて通行する可能性があります。

また、車道に散乱する落葉や実等の上を車両が通行することで、スリップしやすくなります。

以上のような、環境下では交通事故発生リスクが高まります。



写真5 枝や葉が繁茂した街路樹の事例



写真6 雑草が繁茂した中央分離帯の事例



写真7 雑草が車道にはみ出した
中央分離帯の事例



写真8 落葉が散乱している
道路の事例



(4) 道路空間・沿道環境とのバランスがとれていない植栽

樹林地等の緑豊かな空間にある街路樹や、連続性がなく景観性に欠ける街路樹の植栽、道路空間に対して大きすぎる街路樹は景観の向上や快適な通行空間の創出等の役割が十分に発揮されません。

また、適正な植栽間隔を確保できていない密集している街路樹は、健全な生長の妨げになります。



写真9 緑豊かな空間に植栽された街路樹の事例



写真10 植栽間隔が狭い街路樹の事例

第3章 街路樹再整備方針

1 基本方針の考え方

前章までの現状や課題を踏まえ、街路樹再整備方針を定めます。

- ・ 樹木の損傷の樹木の損傷（枯損、腐朽、病害虫による樹勢の衰退等）を点検し、損傷が顕著である街路樹について、通行の安全性に支障がある場合は緊急的に廃止します。また、市街地の景観に配慮すべき路線等については、廃止後に街路樹に適した樹種等に植え替えをします。
- ・ 歩行者や自転車、自動車の通行を妨げる恐れのある樹木や緊急施設等の出入りに支障となる樹木については、廃止します。
- ・ 植樹の連続性が欠如する周辺植林状況等の沿道環境の調和が図られている山合い樹木は存廃の検討をし、適切な対応をします。
- ・ 上記以外の樹木の健全な生育を図るため、植え替えを含み適切な管理をします。

2 施策の設定

基本コンセプトに基づき、図5に示す3つの施策を設定します。

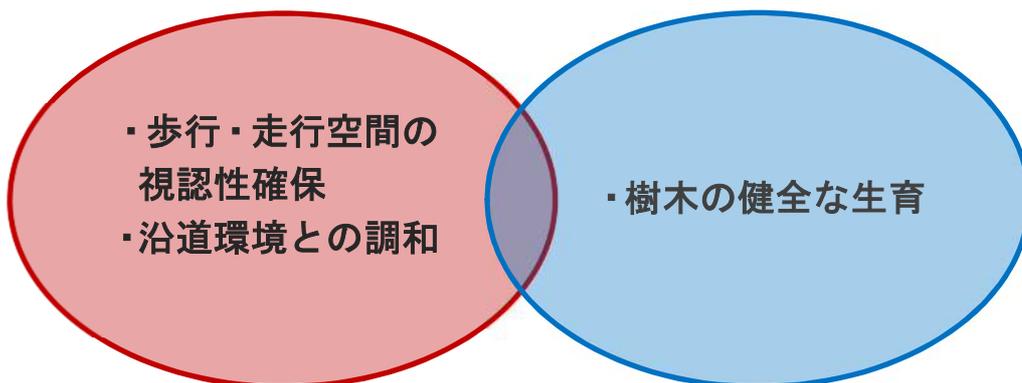


図5 基本コンセプトと施策



3 街路樹再整備方針の整理

街路樹の更新（植え替え・再配置）、廃止、存廃の具体的な方策として、表3に示すとおり、施策ごとに再整備項目と方針を設定し、早期に効果が発現できるように再整備を推進します。

表3 施策別の再整備項目

施策	再整備項目		方針
歩行・走行空間の 視認性確保	A	倒木・落枝のリスクが高い樹種及び病虫害への耐性が低い樹種等の廃止、植え替え	更新
	B	緊急輸送道路の高中木の廃止（交通に支障をきたす樹木又は不健全な樹木）	廃止
	C	歩道有効幅員2m未満の街路樹の廃止	廃止
	D	交差点部から10m以内の高中木の廃止	廃止
	E	中央分離帯・交通島の植栽帯の廃止	廃止
	F	緊急施設等の出入り口付近の樹木の廃止	廃止
沿道環境との調和	G	連続性がなく景観性に欠ける街路樹の存続	存廃
	H	樹林地等の緑豊かな空間にある街路樹の存続	存廃
樹木の健全な生育	I	剪定、落葉清掃等の維持管理が容易でない樹種等の植え替え	更新
	J	道路空間に対して大きすぎる街路樹の植え替え	更新
	K	適正な植栽間隔の確保のための再配置	更新

なお、本方針については道路の新設・改良工事にも適用します。



4 取組事例の紹介

9 ページの方針の整理事例を紹介します。

① 歩行・走行空間の視認性確保

- A 倒木・落枝のリスクが高い樹木及び病虫害への耐性が低い樹種等の廃止、
植え替え

倒木のリスクが高い樹種：シダレヤナギ



病虫害への耐性が高い樹種：サルスベリ



写真 11 再整備項目 A のイメージ

- B 緊急輸送道路の樹木の廃止（交通に支障をきたす樹木又は不健全な樹木）



写真 12 再整備項目 B のイメージ



C 歩道有効幅員 2 m 未満の街路樹の廃止



写真 13 再整備項目 C のイメージ

D 交差点部から 10 m 以内の高中木の廃止



写真 15 再整備項目 D のイメージ



E 中央分離帯・交通島の植栽帯の廃止

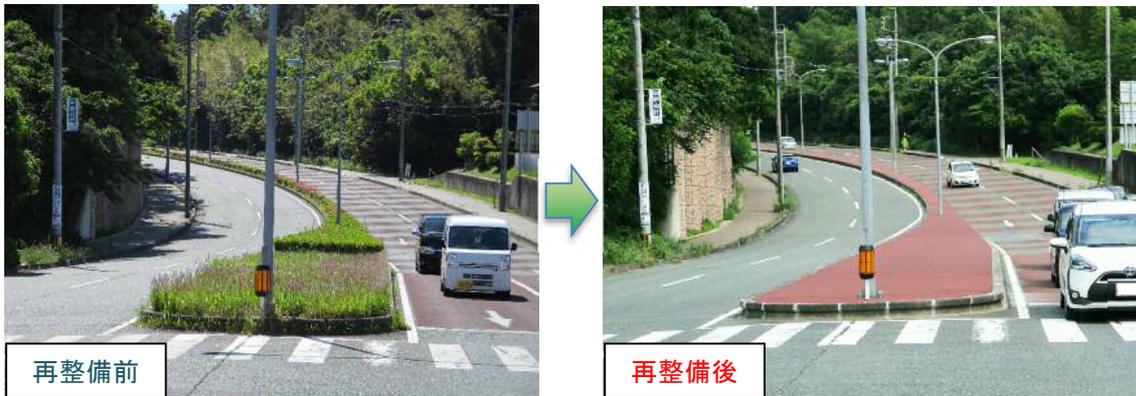


写真 16 再整備項目 E のイメージ

F 緊急施設等の出入り口付近の樹木の廃止

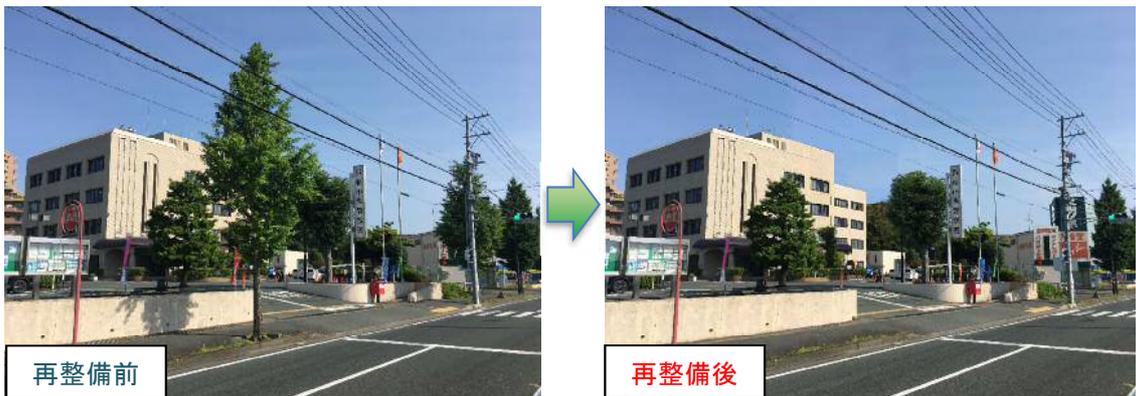


写真 14 再整備項目 F のイメージ



② 沿道環境との調和の事例

G 連続性がなく景観性に欠ける街路樹の存廃

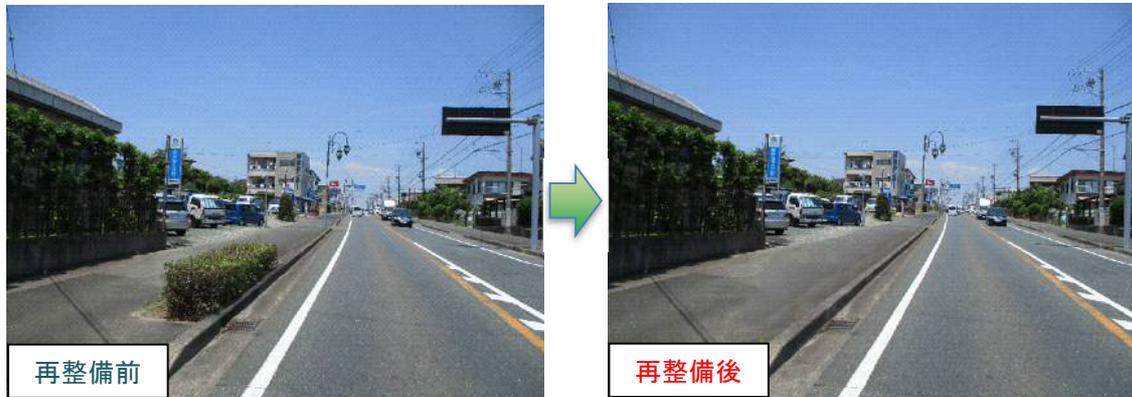


写真 17 再整備項目 G のイメージ

H 樹林地等の緑豊かな空間にある街路樹の存続



写真 18 再整備項目 H のイメージ



③ 樹木の健全な生育の事例

I 剪定、落葉清掃等の維持管理が容易でない樹種等の植え替え

生長が早く落葉・害虫の多い樹種：

モミジバフウ



生長が遅く樹高が高くなりにくい樹種：

サルスベリ



写真 19 再整備項目 I のイメージ

J 道路空間に対して大きすぎる街路樹の植え替え



写真 20 再整備項目 J のイメージ



K 適正な植栽間隔の確保のための再配置



写真 21 再整備項目 K のイメージ



用語の定義

- 高木
樹高 3 m 以上の樹木のこと。
- 中木
樹高 1 m 以上 3 m 未満の樹木のこと。
- 低木
樹高 1 m 未満の樹木のこと。
- 歩道有効幅員
歩道の幅員から植栽帯等の幅員を除いた幅員のこと。
- 強剪定
強く枝を切り詰める方法のこと。
- 中央分離帯
車線を往復の方向別に分離するために設けられる帯状の道路の部分のこと。
- 交通島
車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は歩行者等の安全を図るために、交差点、車道の分岐点等に設けられる島状の施設のこと。
- 緊急輸送道路
大規模な災害が起きた場合には、避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給、施設の復旧等の広範な応急対策活動を広域的に実施する必要がある。このような非常事態においても交通を確保すべき主要な道路として、静岡県内の道路を対象に静岡県が定めたもの。
- 緊急施設
警察署、消防署、大型病院等の緊急対応が必要となる施設のこと。



参考文献

- ・浜松市緑の基本計画（浜松市、平成 22 年 3 月）
- ・浜松市街路樹マスタープラン（浜松市、平成 23 年 12 月）
- ・道路緑化技術基準・同解説（公益社団法人日本道路協会、平成 28 年 3 月）
- ・道路緑化ハンドブック（山海堂、平成 11 年 2 月）
- ・国土技術政策総合研究所資料 わが国の街路樹Ⅷ（国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 30 年 11 月）
- ・国土技術政策総合研究所資料 街路樹再生の手引き（国土交通省国土技術政策総合研究所、平成 28 年 3 月）